

# 第48回衆議院議員総選挙及び

## 最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ

10月22日(日)は第48回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。選挙当日の投票所は次の通り設置する予定です。有権者の方は、どちらか最寄りの投票所で投票をすることができます。

なお、今回の選挙から最高裁判所裁判官国民審査についても、10月11日(水)から投票することができます。

### ○当日投票をする場合 (※事前の手続きは不要です)

日 程	時 間	場 所
10月22日(日)	午前 7:00～午後 6:00	川内村コミュニティセンター
10月22日(日)	午前 7:00～午後 6:00	川内村第 5 区集会所

### ○期日前投票をする場合 (※事前の手続きは不要です)

投票日に仕事や旅行などのため投票できない方は期日前投票をすることができます。また、今回から天災又は悪天候により投票所に到達することが困難である場合も期日前投票をすることができます。期日前投票所は次の4か所となります。日程をご確認の上、入場券を持ってお出かけください。

日 程	時 間	場 所
10月11日(水) ～10月21日(土)	午前 8 時 30 分～午後 8 時 00 分	川内村役場 応接室
10月15日(日)	午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分	郡山市南 1 丁目 応急仮設住宅 集会所
10月16日(月)	午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分	航空自衛隊大滝根分屯基地 隊舎内 <b>※隊員の方のみ</b>
	午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分	あぶくま更生園内 <b>※園内の方のみ</b>

【お問い合わせ先】川内村選挙管理委員会事務局

TEL:0240-38-2111

FAX:0240-38-2116

## ○不在者投票をする場合 (※事前に手続きが必要です)

遠方に避難しているために期日前投票所や当日投票所へ行くことができない方は、現在お住まい(避難先)の市町村選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。不在者投票をされる方は、村選挙管理委員会へ不在者投票用紙を請求していただく必要があります。

手順①:	今回送付した「宣誓書(請求書)」に同封した記載例を参考にご記入のうえ、返信用の封筒によりご返送ください。
手順②:	「宣誓書(請求書)」が、川内村選挙管理委員会に到着後、所定の審査を行い、「投票用紙」をご本人へ送付します。
手順③:	投票用紙がお手元に届きましたら、現在お住まい(避難先)の市町村の選挙管理委員会で不在者投票を行ってください。

※市町村の選挙管理委員会以外の場所で投票すると無効になりますのでご注意ください。  
なお、送付された投票用紙等の入った封筒は開封しないで、現在お住まい(避難先)の市町村選挙管理委員会にお持ちください。

※投票後は、現在お住まい(避難先)の市町村の選挙管理委員会が投票用紙を川内村選挙管理委員会まで送付します。

※郵送に時間がかかりますので、お早めに請求及び投票をお願いします。

※不在者投票用紙の交付を受けた後に当日投票所で投票する場合又は期日前投票所で投票する場合は、投票用紙を川内村選挙管理委員会に返還しないと投票できませんのでご注意ください。

## ○郵便等による不在者投票をする場合(身体障害者手帳などをお持ちの方)

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次の(1)又は(2)に該当する方又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

(1)身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者。身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級である者として記載されている者。身体障害者手帳に免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級である者として記載されている者。

(2)戦傷病者手帳に両下肢、体幹の障害の程度が特別項症から第2項症である者として記載されている者。戦傷病者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症である者として記載されている者。手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、川内村選挙管理委員会にお問い合わせください。

※手帳等の記載で該当すると思われる方は、川内村選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。